

# 西駅交流センター自由通路壁面広告看板設置事業仕様書

## 1. 募集内容

### (1) 業務名称

西駅交流センター自由通路壁面広告看板設置事業

### (2) 施設の名称と所在

舞鶴市西駅交流センター（舞鶴市字伊佐津 213-8）

### (3) 業務内容

設置事業者において広告主を募集し、西駅交流センター自由通路壁面に広告看板を設置することができるものとする。

### (4) 広告看板設置位置

西駅交流センター自由通路。別紙「設置場所図」参照

### (5) 広告看板の仕様

ポスター又は電子看板とする。ポスターはポスターフレームに入れて設置すること。電子看板は液晶ディスプレイとする。

### (6) 広告看板のサイズ

- ①ポスターは、B1（W728mm×H1030mm）以下であること。
- ②電子看板は、モニターサイズが42型以上55型以下であること。
- ③複数の壁面を1枚の看板として使用する場合は、別途、市に相談し、指示・許可を受けること。

### (7) 広告看板設置条件

- ①広告看板は、壁面に取り付けるものとする。
- ②広告看板のサイズは統一すること。
- ③電子看板を取り付ける場合の配線等は設置者の負担で行うこと。電源までの配線はモール等で処理すること。また地震等でも容易に落下しないようにすること。
- ④定期的に巡回をし、剥がれるなどしている場合は、直ちに設置者の負担でメンテナンスを行うこと。

### (8) 費用

- ①設置事業者が落札した価格をもって年間使用料とする。
- ②広告看板の作成及び設置・撤去に要する工事費、維持管理費、稼働に必要な電気料金についても全額設置事業者の負担とする。
- ③電気料金は、最大出力から算出した料金を別途、年額で市に納入する。

### (9) 設置許可期間

- ①令和6年5月1日から令和7年3月31日までとする（現在の設置者が継続して設置する場合は、令和6年4月1日からとする）。
- ②公用・公共用としての使用の必要性を勘案して支障がないと舞鶴市が判断する場合、当初の入札条件を変更しないことを前提として、当初許可期間満了後から5年を限度に使用許可の更新を行う。その際は、使用許可の期間満了日前1か月までに、舞鶴市へ行政財産使用許可申請書を提出するものとする。また、許可期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合がある。

## (10) 広告物（見本）の提出

広告看板を掲出する前に、掲出予定の2週間前までに見本を当市担当者へ提出し、承認を得ること。この場合、必要に応じて修正等の指示を行う場合がある。

## 2. その他

- ① 広告主は「舞鶴市ホームページ及び広報紙への広告掲載に関する要綱」第2条ただし書き、かつ「舞鶴市ホームページ及び広報紙への広告掲載基準および取扱要領」第2条第1項に該当する広告主に限る。「舞鶴市ホームページ及び広報紙への広告掲載基準および取扱要領」第2条第2項に該当する広告主は広告を掲載できない。「舞鶴市ホームページ及び広報紙への広告掲載に関する要綱」第3条、または「舞鶴市ホームページ及び広報紙への広告掲載基準および取扱要領」第3条に該当する広告は掲載できない。
- ② 設置事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など、広告掲載にかかる一連の業務を行うこと。
- ③ 「広告に関する一切の責任は設置事業者に帰属します。また、舞鶴市が推奨するものではありません。」の表示を施すこと。
- ④ 舞鶴市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- ⑤ 広告物の内容に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うこと。
- ⑥ 広告掲出期間中における広告物の維持管理、掲出期間終了後における広告物の撤去等については、設置事業者の責任において行うこと。
- ⑦ 機器等の保守、修繕又は工事を行う時、天災、事変その他非常事態が発生した時、その他公益上やむを得ないとき等において、広告掲出が出来なかった場合の使用料の返還は行わない。
- ⑧ この仕様に定めのない事項については、お互いの協議により決定する。